

飯塚市文化振興マスタープラン

飯 塚 市



はじめに

本市におきましては、都市づくりの基本理念の一つである「やさしさと豊かな心が育つまち」の実現に向け、平成20年に飯塚市文化振興マスタープランを策定し、多くの皆さまのご協力のもと様々な文化振興施策に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化・グローバル化・情報化の急激な進展により、物質的な豊かさばかりが求められていた時代から、精神的な豊かさもが求められる時代へと変遷し、人々の価値観は多様化しております。

このような中、人々の心の豊かさを育む文化芸術の振興は有意的な行政課題となっており、特に次代を担う子どもたちが文化芸術に親しむ機会を増やし、文化芸術への関心や認知度を高めていくことは、子どもたちの感性や情操、個性や創造性の醸成に大変重要であると認識しております。

今後、市民の皆さまに文化芸術をより一層身近に感じていただき、文化芸術そのものの素晴らしさのみならず、これらによる心の充足感を実感いただけるような施策を推進していく必要があります。

この度、策定いたしました飯塚市文化振興マスタープランは、この9年間の検証やアンケート調査結果をもとに本市の文化芸術活動における課題を明確にし、解決に向けた取組みを今後の活動に反映させていくための指針となるものです。「個性豊かな新しい文化の創造」を本マスタープランの理念として掲げ、市民、文化団体、企業、教育機関及び行政が連携し、相互に協力し合いながら魅力あふれる文化芸術の振興に努めてまいりますので、今後とも市民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本マスタープランの策定にあたり多大なご尽力をいただきました飯塚市文化振興審議会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆さまに対し、心より感謝申し上げます。

平成29年3月

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市文化振興マスタープラン

目 次

第1章	飯塚市文化振興マスタープランの策定にあたって	
1	策定の趣旨	1
2	社会を取りまく状況	1
3	文化芸術が果たす役割	1
4	個性的な文化芸術の創造	2
5	国際交流理解の推進	2
6	文化が生み出す心豊かな社会	2
第2章	飯塚市の現状と文化のあゆみ	
1	飯塚市の現状と特徴	3
2	文化行政のあゆみと課題	4
第3章	飯塚市文化振興マスタープランの理念と基本目標	
1	理 念	5
2	基本目標	5
第4章	文化行政の役割と施策の展開	
1	文化振興のための役割分担	6～7
2	文化施策の展開（構成図）	8～9
3	文化施策の展開（柱）	10～19
第5章	飯塚市文化振興マスタープラン推進のために	20
資料編		
1	飯塚市文化振興マスタープラン策定の経緯	21～22
2	飯塚市文化振興審議会規則	23
3	飯塚市文化振興審議会 委員名簿	24
4	文化行政の変遷	25
5	アンケート調査概要	26～28

第1章 飯塚市文化振興マスタープランの策定にあたって

1 策定の趣旨

本市の文化振興を図るうえで、市民は生活の中で文化に親しみ、さまざまな活動をとおして、それぞれの価値観を見だし、本市の新しい地域文化を創造していくことが必要です。また、市民一人ひとりが参画し、行政と相互に連携する市民協働のまちづくりを進める必要があります。

加えて、子どもたちに誇りを持って残せる、やさしさと豊かな心にあふれた地域社会を形成するため、本市に古くから伝わる伝統文化を継承し、後世に伝えていく活動を活発に展開できる環境を整えることも大切な役割です。

このような状況のなか、これまでの飯塚市文化振興マスタープランを基本とし、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」も踏まえ、現状を再分析し、新たな方向性を示すため、飯塚市文化振興マスタープラン（第2次）を策定するものです。策定にあたっては、文化振興についての地域の実情や市民ニーズを的確に反映させるため、アンケート調査を実施し、幅広いご意見を参考にしました。

2 社会を取りまく状況

21世紀を迎え、人口減少や少子高齢化の進行、高度情報化の進展により人・物・情報のグローバル化や環境問題、厳しい経済・財政状況など、社会情勢が急激に変化するなかで、あらゆる世代の社会参加を促し、地域コミュニティの再生と協働のまちづくりが求められています。

本市においても、地域の実情や市民ニーズを的確に反映させるべく地方創生の時代に対応できるまちづくりが求められ、市民と行政などのあらゆる主体が、共に考え担う協働のまちづくりを推進する必要があります。

3 文化芸術が果たす役割

近年は、物の豊かさから心の豊かさへと市民の価値観も変化しています。

自由時間の増大、生活様式の多様化にともなって、ゆとりや潤い、さらには生きがいなどが求められており、市民の主体的な文化活動を支援し、文化芸術鑑賞機会の充実を図る必要性があります。

そのため、市民の精神的な満足感をもたらす文化芸術は重要な役割を担うこととなります。

4 個性的な文化芸術の創造

本市の個性ある文化芸術を育成・発展させるためには、それぞれの地域の伝統文化を掘り起こし、継承することからはじまります。

地域文化の掘り起こし、継承させることは、魅力あふれる個性ある文化芸術の創造につながるものと考えます。

各地域で継承されてきた文化芸術を地域で発展させ、広く市全域で連携して発展させ、市民の主体的文化芸術活動の支援や文化施設の体系的な整備などを図る必要があります。

5 国際交流理解の推進

国際交流が進むなかで、多くの人々が国際的に活躍し、文化人・芸術家・芸術作品・文化資源の情報等が頻繁に行き交うことにより新たな価値が創出されています。

今後、国際的な新たな価値観を世界に発信するとともに、文化的多様性や相互理解を促進していくことの重要性が一層高まっています。

また、市内の大学や研究施設等に多くの留学生や外国の研究者が在籍しており、在住外国人も増加傾向にあることから、日本文化を通したさまざまな体験・交流を図り、より暮らしやすく活力のあるまちづくりをする必要もあります。

さらに、将来を担う青少年の国際交流理解を推進することにより、世界に日本文化、本市の文化を発信することができる人材の育成が必要です。

6 文化が生み出す心豊かな社会

文化は、創造的な営みの中で自己の可能性を追求する人間の固有の生活様式、人として生きる証であり、生き甲斐であります。また、文化は人々の心のつながりや相互に理解・尊重しあう心豊かなコミュニティを形成し、「住みたいまち」「住みつづけたいまち」をつくる人々の心の拠りどころになるものと考えます。

第2章 飯塚市の現状と文化のあゆみ

1 飯塚市の現状と特徴

飯塚市は福岡県のほぼ中央に位置し、弥生時代には稲作を中心とした社会が成立しました。その中で、立岩遺跡からは前漢鏡10面が出土し、大陸との交流も盛んであったと考えられます。その後、ヤマト政権の成立過程で中央と強い関係をもった有力者の墓で筑豊地方最古の古墳といわれる忠隈古墳が造営されています。また、古代山城と考えられる鹿毛馬神籠石も造られ、さらに、都から豊前地域を経て大宰府をつなぐ官道が整備され、駅家が綱別（現在の綱分）などに置かれました。大分廃寺塔跡は法起寺式の伽藍配置と想定される寺院跡で、奈良時代に建立されたと考えられます。

江戸時代においては、江戸～長崎を結ぶ街道のひとつである長崎街道が整備され、その間筑前の宿場は「筑前六宿（黒崎宿・木屋瀬宿・飯塚宿・内野宿・山家宿・原田宿）」と呼ばれ、当時、海外と門戸を開いていた長崎からは外国の品々や技術、文化が往来し、大いに賑わっていました。また、長崎街道沿いは砂糖の文化とともに菓子づくりの技法も伝わり、現在は砂糖の道「シュガーロード」とも呼ばれており、今なおその技術と味は受け継がれています。

明治時代に入ると日本の近代化の基礎となった石炭鉱業の隆盛により当地域はめざましい発展を遂げました。しかし、エネルギー革命により石炭産業は急速に衰退しましたが、今ではボタ山・旧伊藤伝右衛門邸・嘉穂劇場など近代化産業遺産として、脚光を浴びています。

このように本市は数多くの文化財を有し、交通の要衝として栄えてきました。

現在でも、福岡県の東西南北を結ぶ交通の要衝を形成するとともに、九州の2大都市圏である福岡・北九州の両都市圏とのアクセスに恵まれております。また、豊かな自然、先人たちの努力と英知で築かれた歴史、文化を有し、大学をはじめ、研究機関や医療機関が集積した筑豊の中心都市です。市内においても文化会館（飯塚コスモスコモン）や生涯学習施設を活用してさまざまな文化芸術活動が行われており、文化の薫り高いまちづくりを目指しています。

歴史的背景の特徴

区 分	歴史的背景
縄文時代	川島殿ヶ浦遺跡
弥生時代	立岩遺跡
鎌倉時代	飯塚の名称が誕生
江戸時代	長崎街道の宿場として活力あるまちへと発展した。
明治時代	遠賀川流域は石炭鉱業によって好況を迎える。
大正時代	商業・サービス業も活発になる。
昭和7年	市政施行（飯塚市の誕生）
昭和30年代～	石炭産業の衰退と共に人口の流出が始まる。工業団地の整備、大学や民間企業の誘致を図る。
平成18年	1市4町の合併により新しい飯塚市となる。

2 文化行政のあゆみと課題

(1) 文化行政のあゆみ

本市では、行政の文化振興担当部門の支援のもと、文化連盟等を中心に文化芸術活動が行われています。文化連盟等の市民の主体的な活動や既存の団体・サークルの活動は活発に行われている一方で、参加者の高齢化が進み、新たな加入者が少ないという課題もあります。

生活水準の向上や自由時間の増大とともに、日本人の価値観が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化しつつあります。この傾向は、生活が豊かになって、自分の納得できる時間を過ごす、あるいは同じ思いの人とのネットワークを広げるなど精神的な満足を得ようとする人々のニーズのあらわれと言えます。今後、文化芸術活動を通して市民が「心の豊かさ」を実感できる政策が重要となります。

本市における文化の振興施策

国においては平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、文化芸術の振興に関する基本理念や方向性、国の責務などが明らかにされました。また、翌年の平成14年には旧飯塚市においても文化振興施策によって心豊かな市民生活や活力ある飯塚市の実現を目的として「飯塚市文化振興基本条例」が制定されました。

平成18年3月に飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、穎田町の1市4町が合併し「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を都市目標像に、第1次飯塚市総合計画が策定され、文化振興に関しても「心豊かな人を育む芸術・文化の創造」として、施策方針の一つに位置づけられ、平成29年度からはじまる第2次飯塚市総合計画では、更なる文化振興の充実を図ることとしています。

また、平成27年4月の行財政改革により文化振興マスタープランの実現に向けた文化担当部署が再編され、文化財の調査・保護等に関する事業を担当する文化財保護担当と文化財の活用、飯塚市歴史資料館や旧伊藤伝右衛門邸等の管理運営を担当する文化財活用担当と、更に文化芸術の振興に関する事業と文化施設である飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）の管理を担当する文化振興担当が一体となり、総合的な文化の振興を進めています。

(2) 今後の課題

飯塚市民はもちろん、特に次代の社会を担う子どもたちの感性や情操、個性や創造性を養うには、文化芸術に親しむ機会を増やし、文化芸術に対する関心と認知度を高めていく必要があります。そのためには次に掲げる課題を解決しなければなりません。

- ①市民の自主性及び創造性の尊重
- ②文化施設の有効利用
- ③文化行政・文化活動を支える人材の育成
- ④伝統芸能と文化財の保存と継承
- ⑤文化団体相互の連携・市民の主体的な文化芸術活動

第3章 飯塚市文化振興マスタープランの理念と基本目標

1 理念

私たちの住む飯塚市は、古くから大陸との交流が深く、国内において文化、経済面で大きな貢献を果たした歴史あるまちであり、文化を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、市民の変わらない願いです。

文化芸術は市民の生活に多くの潤いをもたらすものであることから、本市の理念として、文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かな市民生活及び活力ある飯塚市の実現に資することです。本市の歴史や風土、自然や伝統を基盤とし、これらを継承しながら魅力あふれる文化の振興を図り、文化の担い手である市民の主体的な文化芸術活動を通じて「個性豊かな新しい文化の創造」を理念として掲げ、本市の都市づくりの基本目標の一つである「やさしさと豊かな心が育つまち」を目指します。

2 基本目標

文化振興マスタープランの理念である「個性豊かな新しい文化の創造」のために、そこに住む市民自らが創意と力を発揮し、行政との協働で、飯塚らしい文化都市をつくりあげます。そのためには、市民の積極的な参加を促し、市民一人ひとりが主役になり、自ら考え、自ら行動できる自立した市民主体のまちづくりを基本目標として取り組んでいきます。

(1) 飯塚の郷土性を活かす

飯塚市には数多くの歴史、文化資源が継承されております。今でも地域に伝わっている獅子舞や御神楽などの民俗芸能や、祭りなどの伝統文化や歴史・文化遺産は、地域の個性を創る上で最も基本となるものです。この歴史や風土の中で長い間育まれた伝統文化の活用や歴史・文化遺産の保存などは、市民の心に共通の「ふるさと意識」を生み、次世代へ継承されることによって、文化的個性を育んでいくために大切なものです。市民の文化芸術への志向は、文芸、音楽、美術、演劇、舞踊、茶道、華道などさまざまな分野にわたっています。このようなことから市民の多様な価値観や生活様式、文化への志向を踏まえながら、心のふれあいや交流を広める中で地域の文化的個性の形成を目指します。

(2) 市民参加を主体とする

文化発展のため、文化の担い手である市民の主体性を基本に、企業とも連携を図り、行政も積極的な協働体制をつくりあげていきます。

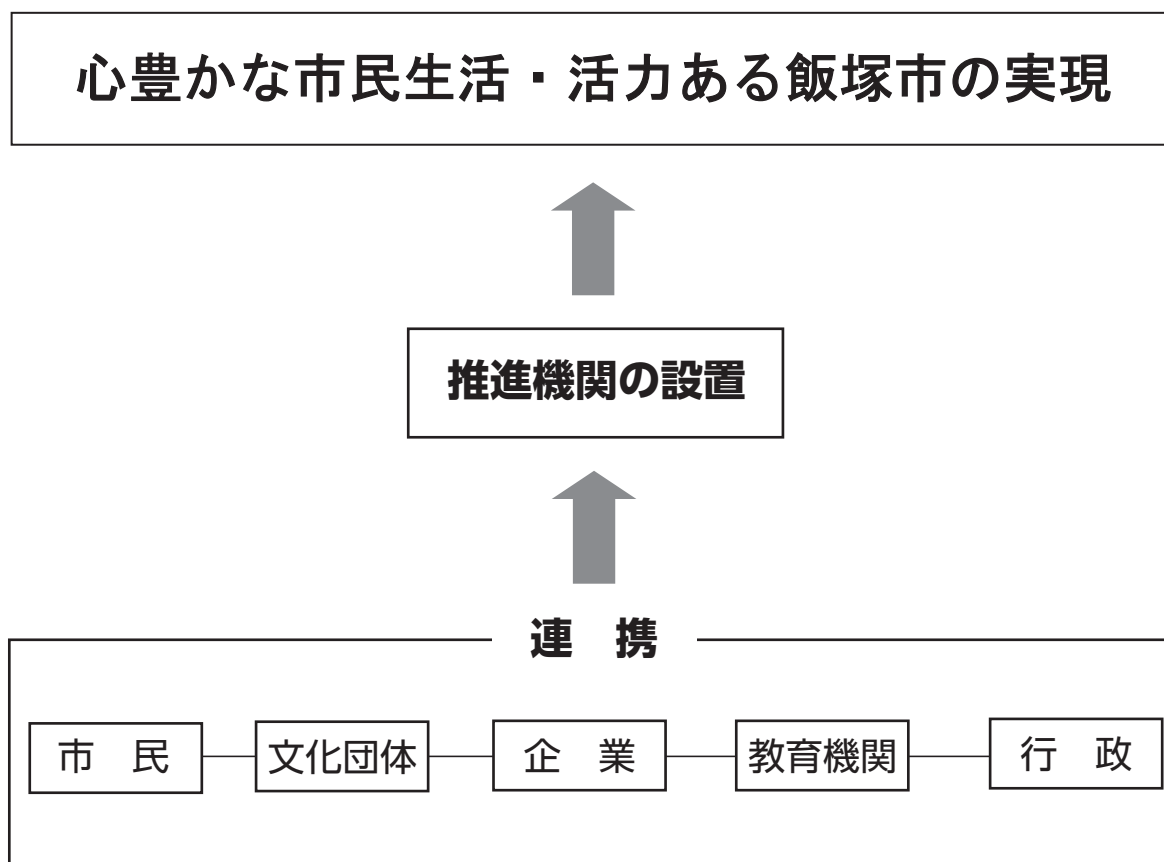
市民の主体性を基本とした文化づくりが進められてこそ、真に市民が「自分たちの文化」として受けとめ、共通の「ふるさと意識」を育み、市民主体の文化を振興する土壌ともなります。このようなことから市民主体を基本とし、新しい文化の振興を目指します。

第4章 文化行政の役割と施策の展開

1 文化振興のための役割分担

文化振興を図り、心豊かな市民生活及び活力ある飯塚市を実現するためには、市民や企業、行政がその役割を理解し、相互に緊密な連携を図りながら活動する必要があります。まず、どのような文化があるのか、どのような文化活動が行われているのかを把握し、それぞれが自覚と責任をもって、積極的かつ主体的に文化振興に取り組むことが肝要です。

文化振興のための役割分担



(1) 主体性の尊重

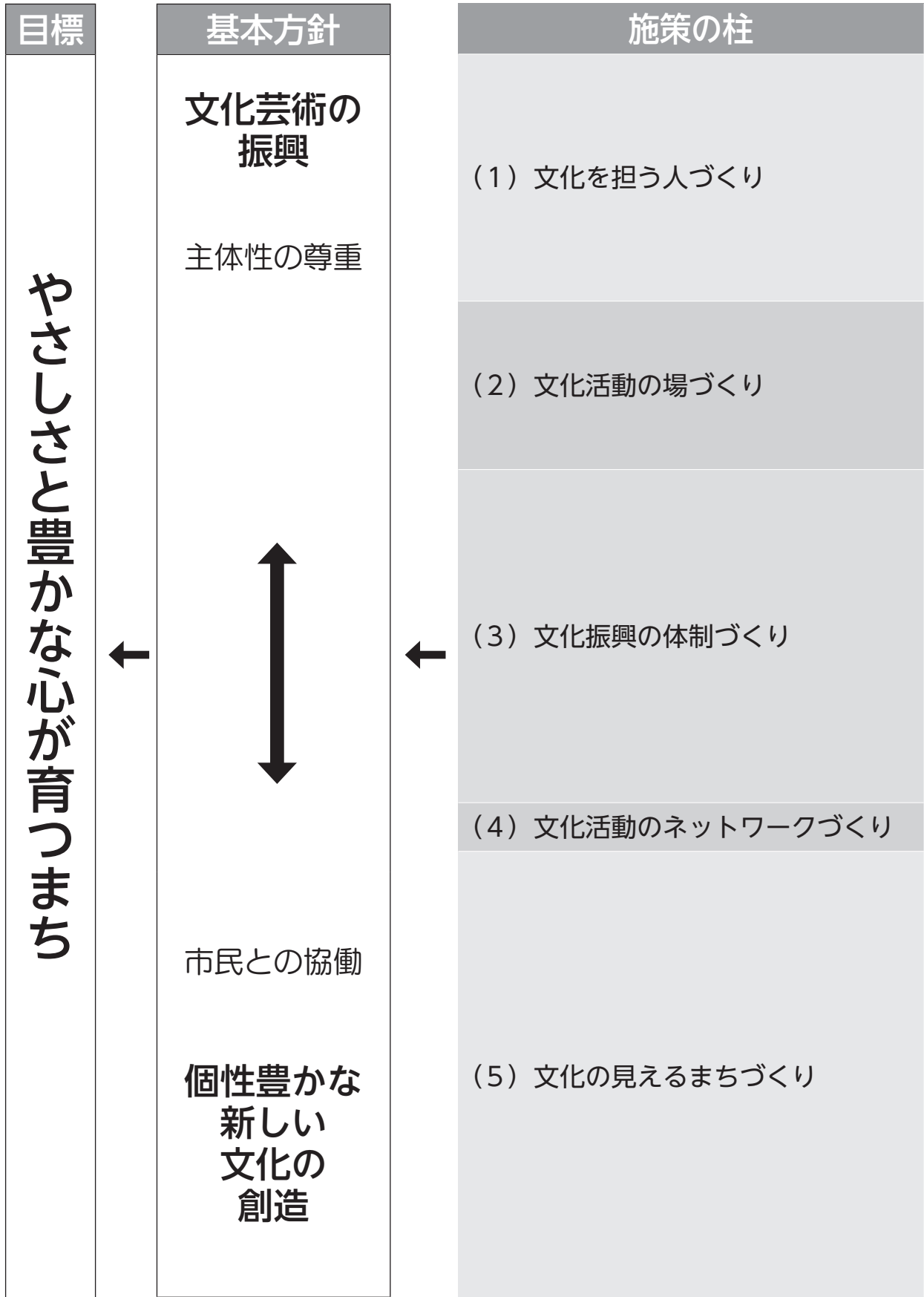
- 市民・企業・文化団体をはじめ、地域社会の全ての「ひと」が、文化芸術振興の担い手です。
- 文化芸術は、限られた専門家や芸術家だけのものではなく、誰でも日常的に楽しむことのできるものです。
- 文化芸術の振興は、市民の理解や支持を得て初めて地域に広がり、根づくことができます。
- 本市に住む、または交流のある、さまざまな国の人々と文化の違いを認め合い、交流を深めることも大切です。
- 文化芸術の裾野が広がり、市民一人ひとりの個性が輝き、生き生きと過ごすことができるようになれば、まち全体が輝きます。

(2) 市民との協働

- 文化芸術の振興にあたっては、市民一人ひとりの個性を尊重します。
- 文化芸術の振興は、市民・企業・文化団体などの自主性や意志を尊重しながら行います。
- 市民・企業・文化団体などは、自ら積極的に文化芸術活動を行うとともに、お互いに支えあうことが大切です。
- 行政は、市民と協働して文化芸術振興のための環境づくりや様々な要件などを整え、市民活動を支えます。
- 子ども・高齢者・障がい者など、社会的・経済的に弱い立場の人々も、自らの意思で文化活動が行えるよう、社会全体で配慮することが肝要です。



2 文化施策の展開（構成図）



基本施策	施策の展開
①子どもの文化芸術の体験と教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ア. 子どもたちが文化芸術に親しむ機会を充実します イ. 学校教育を中心に、文化芸術の教育や学習活動を支援します ウ. 子どもたちが文化芸術に親しみやすい仕組みをつくります
②専門家や指導者の発掘や育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ア. 専門家や指導者の派遣を促進します イ. 専門家や指導者の発掘と活用を図ります
③地域文化の担い手育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ア. 地域文化の担い手の育成と活用を行います
①文化芸術の場所や機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ア. 公の文化施設などの有効活用を進めます イ. 民間施設の利活用を進めます ウ. 様々な文化芸術事業を実施します
②飯塚市文化会館の役割 (飯塚コスモスコモン)	<ul style="list-style-type: none"> ア. 飯塚市文化会館を文化芸術活動の中心施設として指定管理者による事業を展開します
①総合的な文化振興推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ア. 総合的な文化振興推進体制を整備します
②文化芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ア. 文化芸術活動の財政的支援を行います イ. 文化芸術活動の情報発信支援を充実します ウ. 文化芸術活動についての相談窓口支援の促進を図ります エ. 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団・飯塚文化連盟と連携を図ります
③文化振興審議会と評価システム	<ul style="list-style-type: none"> ア. 文化芸術振興の市民審議の体制を充実させます イ. 市民のみなさんの意見を広聴します ウ. 文化芸術振興状況を評価します
①文化芸術に関する情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ア. 地域の文化芸術について、効果的な情報発信に努めます
①「個性豊かな新しい文化の創造」事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ア. 「個性豊かな新しい文化の創造」を図るため文化芸術事業を実施します イ. 歴史・文化遺産の活用と情報発信を強化します
②顕彰活動・表彰制度	<ul style="list-style-type: none"> ア. 先達顕彰を促進します イ. さまざまな表彰制度を活用して、文化芸術振興につなげます
③多様な文化芸術による交流や集客	<ul style="list-style-type: none"> ア. 魅力ある文化資源の発掘や充実に努めます イ. 文化資源の利便性や魅力の向上のための情報発信の充実を図ります ウ. 文化資源の利便性や魅力の向上のための環境整備の充実を図ります エ. 国際文化交流の推進を図ります
④文化財や伝統文化の保存・継承	<ul style="list-style-type: none"> ア. 文化財を未来に伝えます イ. 文化財に親しむ気運を高めます ウ. 文化財を市民の暮らしに活かします

3 文化施策の展開（柱）

(1) 文化を担う人づくり

多くの先人が長い間築きあげてきた文化を保護・継承し、さらに発展させていくとともに、優れた文化を作り上げていくうえで大切なものは人・施設・環境です。マスタープラン（第1次）の検証と「飯塚市の文化振興に関するアンケート調査」（資料編 アンケート調査報告書参照）から、次のような課題が挙げられます。

【マスタープラン（第1次）検証からの課題】

文化を担う人づくりを推進するためには、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団、飯塚文化連盟などの文化団体との連携や地域で行う事業などと連携を図る必要がある。また、広報活動は周知徹底の工夫がいる。

- ・子どもたちの鑑賞機会の充実
- ・文化教育の充実
- ・文化の担い手の発掘・専門家人材の確保
- ・文化団体との連携強化

《アンケートからの意見》

- ・文化活動への若者の参加促進
- ・文化活動を通しての人材育成

①子どもの文化芸術の体験と教育の充実

次代の社会を担う子どもたちの感性や情操、個性や創造性を育む文化芸術は大変重要です。

地域における未来の文化芸術の担い手も、また子どもたちです。子どもたちに対する文化芸術教育に積極的に取り組むことで、地域の文化芸術の裾野を広げ、豊かな未来を築きます。

ア. 子どもたちが文化芸術に親しむ機会を充実します

- 子どもたちが、日常的に文化芸術に親しみ、その優れた価値や楽しさに、触れる機会を充実させ、文化芸術に興味を持ち、豊かな感性を育みます。
- 子どもたちが、優れた作品や演奏などを鑑賞し、創作・表現活動や体験活動を積極的に行い、感性を磨き、個性を伸ばす取り組みを推進します。

イ. 学校教育のなかで行われる文化芸術の教育や学習活動を支援します

- 学校では、子どもたちが文化芸術についての理解を深め、関心を持つ取り組みを行います。
- 特色ある文化や先人などを紹介し、文化施設などを活用した様々な体験・学習の取り組みを行います。
- ふるさとの先達などから歴史・事物などに触れ、様々な学習の機会で行います。

ウ. 子どもたちが文化芸術に親しみやすい仕組みをつくります

- 子どもたちが文化芸術に親しむ機会を多く持てるよう、子どもの文化芸術活動を盛んにする仕組みを整備します。
- 指導者の派遣や体験機会の充実をNPOや市民団体などと連携して行います。

②専門家や指導者の発掘や育成と活用

文化芸術の担い手は市民です。専門家や指導者の発掘や育成を行い、地域に根付いた表現・創作活動を振興します。地域の文化芸術を盛んにしていくためには、文化芸術活動をリードする専門家や指導者の存在が欠かせません。

また、市民の文化芸術活動を後押しする専門家や指導者の育成や活用を行います。さらに、さまざまな分野での専門家や指導者を活用する組織の仕組みを整えます。

ア. 専門家や指導者の派遣を促進します

- 行政や教育機関、市民団体などの関係機関と連携し、教育機関や市民の生涯学習、文化・芸術活動の場へ専門家や指導者派遣の充実を図ります。

イ. 専門家や指導者の発掘と活用を図ります

- 文化団体等と連携して専門家や指導者を発掘し、支援します。
- 専門家や指導者の発表の機会や場の確保を推進します。
- 専門家を指導者や助言者として活用できる体制づくりをします。

③地域文化の担い手育成と活用

文化芸術を盛んにするためには、指導者と市民と施設をつなぐパイプ役として、次世代の地域文化の担い手（コーディネーターやボランティアリーダーなど）を育成し、活動をサポートさせることが重要です。

また、教育機関と連携して体験活動を行う際にも、そのような地域文化の担い手の存在は欠かせません。

ア. 地域文化の担い手育成と活用を行います。

- 文化団体などと連携して、文化芸術を盛んにするための地域文化の担い手の確保や育成を行います。
- 地域文化の担い手が効果的かつ効率的に活躍しやすい環境づくりを行い、組織化を促進します。
- 文化施設などでも、施設運営を支えるボランティアを育成し、積極的な活用を進めます。
- 本市の文化芸術の中心的な役割を担っている公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団や飯塚文化連盟などの関係団体と連携して新たな文化芸術活動の創出や協働による事業の実施など地域文化の担い手の育成につながる取り組みを行います。

(2) 文化活動の場づくり

市民が文化を学び、楽しみ、創造し、そして表現できるよう市民が気軽に活用できる文化活動の場所を充実していきます。マスタープラン(第1次)の検証と「飯塚市の文化振興に関するアンケート調査」(資料編 アンケート調査報告書参照)から、次のような課題が挙げられます。

【マスタープラン(第1次)検証からの課題】

実施団体間の連携を深める交流の場や機会が必要である。

専門性を持つ人材育成又は人材確保をとおして、より良い場づくりにする必要がある。

- ・鑑賞機会の充実
- ・地域交通機関の不備などの解消
- ・文化活動の場の充実
- ・文化施設の老朽化の対策
- ・文化施設の利用促進
- ・文化施設が文化芸術の創造・発信拠点としての位置づけ
- ・商店街など新たな文化拠点の検討

《アンケートからの意見》

- ・高齢者や障がいのある人にも芸術文化に触れる機会を
- ・手軽に芸術文化に触れる機会が必要
- ・多様なニーズ(生活)にあわせた文化活動を行える機会が必要
- ・既存施設の有効活用を考えるべき
- ・施設利用に係るサービスの充実が必要

①文化芸術の場所や機会の充実

地域の文化芸術を盛んにするため、必要な創作、練習、発表、鑑賞など、市民の様々な文化芸術活動の環境を整えます。

ア. 公の文化施設などの有効活用を進めます

- 様々な文化行事や広域的な大会・交流行事等のニーズに対応できるよう、市内に点在している文化施設のネットワーク化を進めます。
- 文化施設ネットワークによる事業連携などを推進し、魅力ある事業を展開します。
- 文化施設の施設案内や空き情報発信を行い、施設の利用を促進します。
- 各施設の特色や長所を生かすように、施設の機能維持及び設備充実に努めます。
- 文化施設のみならず、市庁舎を初めとする他の公共施設について、施設の機能や設備に応じて、文化芸術振興のための利活用を努めます。
- 文化施設等をユニークベニューとして活用し、飯塚市独自の文化振興活動への

気運醸成を図ります。

※ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプション等を開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

イ. 民間施設の活用を進めます

- 市民の理解と協力を得ながら、民間施設の活用を進めます。
- 民間施設の活用にあたっては、管理者の施設貸出を促し、これを支援します。
- 中心市街地の空き店舗や遊休施設など、新たな機会や場を発掘し活用します。
- 民間施設の活用促進のため利活用が可能な施設の概要や利用状況などの情報発信に努めます。

ウ. 様々な文化芸術事業を実施します

- 地域内にそれぞれ立地している公の施設について、規模、設備内容などそれぞれの施設の特性を生かした、様々な文化芸術事業を促進します。
- 学校や公民館など、身近な施設を使っての文化芸術事業を進めます。
- 文化芸術事業への参加の機会が少ない市民を対象に、医療施設や福祉施設などで、文化芸術事業を進めます。
- 市民団体やグループ、企業などと連携し、市民の企画・立案・運営による、文化芸術事業の開催を促進します。

②飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）の役割

ア. 飯塚市文化会館を文化芸術活動の中心施設として指定管理者による事業を展開します

- 飯塚市文化会館が、市民ニーズに呼応する芸術性の高い自主文化事業を実施し、市民の文化芸術活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的としていることから、本市の文化芸術振興の中心的施設として事業を展開していきます。

【事業展開の基本的方針】

- ・市民のニーズにあった質の高いサービスを提供
- ・平等・公平な利用機会と誰もが安心して利用できる施設の実現
- ・市民へ活動や交流の場を設定・支援し、地域の活性化に寄与
- ・自主文化事業をバランスよく実施し、飯塚の魅力を情報発信
- ・市民の文化芸術活動を支援し、文化振興に寄与

【主な取組み】

- ・文化芸術活動の総合的なコーディネート
- ・人材の育成と活用
- ・団体などの育成と支援
- ・文化芸術の多様な活動に対する機会の充実

- ・事業やプログラムの研究や開発
- ・総合的な情報発信
- ・文化芸術ネットワークの形成とシステムの運営
- ・その他、文化芸術プログラムの推進

(3) 文化振興の体制づくり

文化芸術の振興を進めるためには、各文化団体が相互に連携する必要があります。行政をはじめとし、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団、飯塚文化連盟などの市民団体や企業などが一体となって、文化振興を進める体制づくりを整備し、推進を図ります。マスタープラン（第1次）の検証と「飯塚市の文化振興に関するアンケート調査」（資料編 アンケート調査報告書参照）から、次のような課題が挙げられます。

【マスタープラン（第1次）検証からの課題】

- ・生涯学習や観光振興などとの連携
- ・助成情報の発信
- ・担い手の育成
- ・関係機関との連携

《アンケートからの意見》

- ・財政支援の充実
- ・情報発信の充実
- ・団体の高齢化への対策
- ・団体活動広報の充実

①総合的な文化振興推進体制の整備

ア. 総合的な文化振興推進体制を整備します

- 生涯学習・観光振興などの都市政策と一体になった取り組みを進めます。
- 他の地域との広域連携や周辺地域との交流・連携を進めます。
- 関係機関との連携を強化します。

②文化芸術活動への支援

ア. 文化芸術活動の財政的支援を行います

- 市民の文化芸術活動場所利用に対する支援を行います。
- 国・県・財団などの公的機関や団体からの助成に対する情報の収集・発信と申請活動の支援など、民間助成等の活用を促進します。
- 文化芸術活動を支える民間（企業、団体、個人等）の支援を促進するため、寄附文化の醸成を図り、文化芸術活動の活性化を推進するとともに、支援事例について情報の収集及び発信を行います。

※寄附文化：文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）10 その他の基盤の整備等より

イ. 文化芸術活動の情報発信支援を行います

- 市民が行う文化芸術活動の実施に関するPRについて、さまざまなメディアと連携・協力しながら効果的に推進します。

ウ. 文化芸術活動についての相談窓口を設け、支援します

- 資金面以外でも、市民の文化芸術活動について、その計画から会場・指導者・講師やゲストの選定・運営などの面で助言、適切な団体などの橋渡しをします。

エ. 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団と飯塚文化連盟と連携を図ります

- 両団体は、長年にわたって培ってきた文化芸術に関するノウハウやネットワークを活かしつつ、行政と連携し、さまざまな分野において積極的な事業を展開してきました。今後さらに、組織としての機能強化とスキルアップを図り、行政の文化政策を推進するうえで中心的な役割を果たすことが期待されます。

③文化振興審議会と評価システム

文化芸術振興の取り組みを着実に進めるため、文化振興審議会から幅広い視点に立った意見や提言などを受け、新たな施策や事業の推進に活かすことが重要です。また、定期的に施策や事業の成果を検証し、評価を行います。

ア. 文化芸術振興の市民審議の体制を充実させます

- 「飯塚市文化振興審議会」のなかで、文化芸術の振興についての調査・審議をします。

イ. 市民のみなさんの意見を広聴します

- 文化振興事業を推進するうえで、文化芸術関係団体や文化団体、市民団体など市民の意見を広聴し文化振興につなげます。

ウ. 文化芸術振興状況を評価します

- マスタープランの進捗状況について評価を行います。
- 事業目標を設定し、目的の達成状況について、市民意識調査等を参考に評価します。

(4) 文化活動のネットワークづくり

文化芸術活動が活発に行われるための重要な要素として、情報があります。市民が知りたい情報を入手しやすくするため、また、地域内で情報の入手に差が生じないように、情報の収集や発信の仕組み、環境を整えます。

マスタープラン(第1次)の検証と「飯塚市の文化振興に関するアンケート調査」(資料編 アンケート調査報告書参照)から、次のような課題が挙げられます。

【マスタープラン(第1次)検証からの課題】

文化団体の情報収集を行い、様々な媒体を使った情報発信

- ・文化情報の充実
- ・文化情報の発信強化

≪アンケートからの意見≫

- ・情報発信が不足
- ・ネット等を利用した情報発信が必要
- ・文化についてのPR不足
- ・飯塚の人・物・歴史を知らない人が多い

①文化芸術に関する情報の発信

ア. 地域の文化芸術について、効果的な情報発信に努めます

○飯塚市文化会館を文化情報の発信拠点とし、ホームページや機関誌、市報などを活用し、ボランティア団体、大学や企業などの機関や施設と連携し、地域にある様々な文化芸術関連の情報を効果的に発信します。

○地域の情報に限らず、広域にわたる情報の収集・発信に努めます。



飯塚市文化会館 (飯塚コスモスコモン)

(5) 文化の見えるまちづくり

市民一人ひとりが住んでいることに誇りと愛着をもち、また、だれもが住みたいまち、住みつけたいまちと思うまちづくりをめざすため、文化の振興・伝承・発掘を図ります。

マスタープラン（第1次）の検証と「飯塚市の文化振興に関するアンケート調査」（資料編 アンケート調査報告書参照）から、次のような課題が挙げられます。

【マスタープラン（第1次）検証からの課題】

文化の見えるまちづくりを推進するには、行政が文化団体と連携して取り組む必要がある。

市内には多くの有形・無形文化財、民間伝承、祭など、まちの個性と魅力を生み出している文化資源が存在しますが、伝承のための後継者不足や財源不足などから存続が危ぶまれているものもあり、保存、継承、活用して行くための体制づくりが急務となっている。

飯塚を愛する心の醸成を図るために社会教育や学校教育で、飯塚の歴史・文化を学ぶ機会の充実が必要である。

- ・さまざまな文化交流の促進
- ・企業や大学との連携強化
- ・新たな文化の創出
- ・歴史文化を知る機会の充実
- ・文化財の活用
- ・若い世代への伝統文化の継承
- ・伝統行事などの情報発信
- ・文化的資源の発掘と活用
- ・観光や産業など他分野との連携

《アンケートからの意見》

- ・活動団体同士の交流の機会
- ・歴史文化を活かした交流の機会
- ・地元文化資源の発掘
- ・文化財の保護
- ・文化財のPRと活用
- ・伝統文化活動の支援

①「個性豊かな新しい文化の創造」事業の実施

文化芸術振興に関して、さまざまな働きかけを行って、市民の文化芸術活動やその振興に対する関心を高めます。さらに、「個性豊かな新しい文化の創造」に関して主体的な行動の意識と気運を生み出します。

- ア. 「個性豊かな新しい文化の創造」を図るための文化芸術事業を実施します
- 個性と魅力にあふれた文化資源を活かした文化芸術事業を行います。
 - 市民を中心とした取り組みの工夫により事業を地域に浸透させていきます。
 - 様々な文化芸術振興事業と連携し、事業効果の増大をめざします。
 - イベントや集会などさまざまな事業実施の局面で、広報・周知に努めます。
 - 文化芸術関係団体や文化団体をはじめ、市民や団体などと連携し、文化芸術のまちづくりを広めていきます。

イ. 歴史・文化遺産の活用と情報発信を強化します

- 旧伊藤伝右衛門邸、旧松喜醤油屋、嘉穂劇場、鹿毛馬神籠石、飯塚宿、内野宿、長崎街道など魅力ある歴史・文化遺産の情報発信と活用を推進します。

②顕彰活動・表彰制度

ア. 先達顕彰を促進します

本市は多くの優れた先達を輩出しています。これは、地域の誇りであり、市民の自信を生み出します。これらのふるさとが生んだ偉大な先達の顕彰に努めます。

- 先達情報の収集・整理・発信に努めます。
- 学校では優れた先達や歴史を知り、ふるさとに愛着を呼び起すような学習を充実します。
- 文化芸術事業の実施を通して顕彰意識を深めます。
- 先達を顕彰するそれぞれの民間組織の活動を支援します。

イ. さまざまな表彰制度を活用して、文化芸術振興を図ります

市民の文化芸術への理解や共感を深めるために、地域の文化芸術の振興に尽くした人の功績を認め、市民の目指す姿として表彰します。

他の団体や機関が行う表彰制度への積極的な推薦を行い、市民の文化振興に係る励みとなるよう努めます。

- 各種表彰制度へ文化功労者を推薦します。

③多様な文化芸術による交流や集客

文化芸術は、まちの魅力を増幅させ、定住化を促進し、大きな集客要素ともなり、地域への経済効果を生み出します。

ア. 魅力ある文化資源の発掘や充実に努めます

- 市外から訪れる人が文化的な魅力を感じられるような、文化資源の発掘や充実に努めます。
- 旧伊藤伝右衛門邸、旧松喜醤油屋、嘉穂劇場など、市民協働による歴史・文化遺産の保存と活用を進めます。
- 文化芸術活動を通じ、「市民一人ひとりが輝く」心豊かな文化的風土をつくります。

イ. 文化資源の利便性や魅力の向上のための情報発信の充実を図ります

- 文化資源に関する情報の収集と発信を進めます。
- 旧伊藤伝右衛門邸、旧松喜醤油屋、嘉穂劇場、飯塚市歴史資料館などを周遊コースにまとめ、文化資源を面的につなぎ、魅力を高めます。
- 行政の観光担当部署、観光協会と連携して、歴史ボランティアなど案内ガイド人材の育成や活用を行います。
- 他の地域や団体との広域連携を進め、交流の促進に努めます。

ウ. 文化資源の利便性や魅力の向上のための環境整備の充実を図ります

- 説明板・案内板及び案内所・休憩所・トイレ・駐車場などの施設の整備に努めます。

エ. 国際文化交流の推進を図ります

- 国際文化交流は、相互理解の推進と、新たな創造の契機として、貴重なものです。異文化交流会などを開催し、さまざまな文化を通じて国際交流の推進に努めます。
- 外国人に対する日本語教育の推進に努めます。

④文化財や伝統文化の保存・継承

有形・無形文化財及び保存技術をはじめ、民間伝承、祭など、まちの個性と魅力を生み出している文化資源を保存し、継承して、活用します。また、これらは市民共有の貴重な財産であり、保存・継承・活用については市民の参加や協力によって進めます。

ア. 文化財を未来に伝えます

- 埋蔵文化財発掘について、開発との調整を図り、現地説明会などの開催により、市民の理解と協力を得るよう努めます。
- 歴史資料館を中心に、埋蔵文化財の整理・保存と調査・研究を行い、新たな教材の開発とともに学習・教育活動の場として活用します。
- 有形、無形、民俗その他の文化財の積極的な調査と保存、活用を努めます。

イ. 文化財に親しむ気運を高めます

- 説明板等の整備や文化財マップの作成など文化財の普及・啓発に努めます。
- 考古資料展や歴史探訪、教育機関や地域における体験学習など、文化財を学び、親しむ機会を充実します。
- 文化財保存事業及び文化財保護団体などへの支援を行います。

ウ. 文化財を市民の暮らしに活かします

- 史跡の保存・保護を図りながら環境整備を進め、市民の歴史学習、レクリエーション、憩いの場として活用します。
- 歴史的建造物などを調査し、貴重な物件は歴史遺産として指定、保存等を行い、地域学習の場として活用します。

第5章 飯塚市文化振興マスタープラン推進のために

飯塚市文化振興マスタープランを理念や基本目標にもとづいて推進していくには、文化の担い手である市民はもとより、文化団体、企業や行政などが、それぞれの役割を自覚し、互いに協働し合える場を構築し、実現に向けて積極的に取り組むことが重要です。

市民、文化団体、企業、教育機関や行政など、全ての人々が一体となってこれに取り組んでこそ、真の文化芸術のまちになるという考え方です。

文化振興マスタープランは、このようにそれぞれが協働で行う文化芸術振興の方向性を明らかにするものです。また、文化芸術は人々の生活のあらゆる場面を通じた活動の表れであることから、「第2次飯塚市総合計画」に基づくとともに、市の様々な計画、政策と横断的につながるものとして位置付けられます。

マスタープラン(第2次)における施策の展開は、3ヵ年毎に検証を行いながら、平成29年度から平成38年度までの10年間と定めます。市の総合計画期間(平成29～38年度の10年間)と整合性を持たせます。

マスタープランを推進するにあっては、「文化芸術振興基本法」、「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)」の文化振興方針を尊重しつつ、国、県をはじめ関係機関や団体等と連携、協調を図りながら、文化振興審議会において広く市民の意見等を十分に把握、考慮し、推進していくものです。

1 飯塚市文化振興マスタープラン策定の経緯

マスタープラン策定に至るまでの経過については、以下のとおりです。4回の審議会、5回のマスタープラン策定専門部会を開催し、「飯塚市文化振興基本条例」「飯塚市文化振興審議会規則」等に基づき審議しました。

○平成27年度第1回文化振興審議会開催

日時 平成27年6月30日（火）午後1時30分から

場所 イイヅカコミュニティセンター 3階 303学習室

内容 ①飯塚市文化振興マスタープラン策定について諮問を受ける

②審議会委員のうち5人を選出し「マスタープラン策定専門部会」を開催することを決定

③現状の課題を把握するため文化団体や学校へ文化振興に関するアンケート調査を実施することを決定

○飯塚市の文化振興に関するアンケート調査

対象 飯塚文化連盟加盟団体、飯塚市内幼稚園・保育園（所）・小学校・中学校・高校・大学等

期間 平成27年7月～8月

○平成27年度第1回マスタープラン策定専門部会開催

日時 平成27年8月6日（木）午前10時から

場所 イイヅカコミュニティセンター 3階 304学習室

内容 第1章～第2章の審議

○平成27年度第2回マスタープラン策定専門部会開催

日時 平成27年10月8日（木）午後1時30分から

場所 イイヅカコミュニティセンター 3階 304学習室

内容 ①第1章～第3章の審議

②アンケート調査の概要報告

○平成27年度第3回マスタープラン策定専門部会開催

日時 平成27年12月2日（水）午後1時30分から

場所 イイヅカコミュニティセンター 3階 304学習室

内容 第4章の審議

- 平成27年度第4回マスタープラン策定専門部会開催
 - 日時 平成28年1月21日(木) 午後1時30分から
 - 場所 イイツカコミュニティセンター 3階 304学習室
 - 内容 第4章～第5章を審議

- 平成27年度第2回文化振興審議会開催
 - 日時 平成28年2月10日(水) 午後1時30分から
 - 場所 イイツカコミュニティセンター 3階 技能向上室
 - 内容 ①マスタープラン策定専門部会の経緯説明
②飯塚市文化振興マスタープラン素案の審議

- 飯塚市文化振興マスタープラン案についての市民意見募集
 - 期間 平成28年4月1日～4月28日

- 平成28年度第1回マスタープラン策定専門部会開催
 - 日時 平成28年6月28日(火) 午後3時から
 - 場所 イイツカコミュニティセンター 2階 202学習室
 - 内容 飯塚市文化振興マスタープラン素案と、第2次飯塚市総合計画素案の整合性について審議

- 平成28年度第1回文化振興審議会開催
 - 日時 平成28年7月12日(火) 午後1時30分から
 - 場所 イイツカコミュニティセンター 3階 301学習室
 - 内容 飯塚市文化振興マスタープラン素案と、第2次飯塚市総合計画素案の整合性について審議

- 平成28年度第2回文化振興審議会決定
 - 日時 平成28年10月11日(火)
 - 内容 飯塚市文化振興マスタープラン素案の決定

- 市長答申
 - 日時 平成28年10月18日(火)
 - 内容 飯塚市文化振興マスタープラン案を市長へ答申

- 庁議
 - 日時 平成28年10月25日(火)
 - 内容 飯塚市文化振興マスタープランを決定

2 飯塚市文化振興審議会規則

平成 18 年 10 月 31 日

飯塚市規則第 240 号

改正 H20—19、H25—11、H27—19

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯塚市文化振興基本条例（平成 18 年飯塚市条例第 243 号）第 13 条の規定に基づき、飯塚市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第 2 条 審議会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募した市民

(2) 文化振興に関し、優れた識見を有する者

3 委員の任期は、2 年とし、前項第 2 号に掲げる者については、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

(H20—19、H25—11、H27—19 一改)

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日 規則第 19 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 14 日 規則第 11 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日 規則第 19 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3 飯塚市文化振興審議会 委員名簿

(平成28年4月1日現在)

区 分	氏 名	職 名	備 考
公募した市民	松原 則子	市内居住者	
	宮津 銑治	市内居住者	
学校教育関係者	◎藤嶋クスエ	元小学校校長 (文化全般)	マスタープラン策定 専門部会委員
文化芸術関係者	○白土 秀美	元県立学校校長 (郷土文化)	マスタープラン策定 専門部会委員
文化芸術関係者	秋永 知義	元日本経済大学教授 (学校教育・文化)	
文化財・ 伝統文化関係者	竹川 克幸	日本経済大学専任講師、麻生西 日本新聞 TNC 文化サークル事 務局長 (文化財・伝統文化)	マスタープラン策定 専門部会委員
文化会館館長	橋本 周	飯塚市文化会館館長	マスタープラン策定 専門部会委員
その他見識を有 する人	西中 頌子	元近畿大学九州短期大学 助教授 (音楽)	マスタープラン策定 専門部会委員
	野見山征孝	飯塚文化連盟	
	柴田 和美	元小学校校長 (美術)	

◎は会長 ○は副会長

4 文化行政の変遷

年 表	歴史的背景	備 考
昭和42年	飯塚市文化センター建設 文化連盟発足 第1回飯塚総合文化祭	芸術・文化の向上と社会教育実践の場として、また、市民福祉の増進のため飯塚市文化センター建設。飯塚地方文化連合会は、飯塚商工会議所文化部の一翼として貢献。その後、飯塚文化連盟と改称。
昭和57年 5月	第1回新人音楽コンクール開催	
平成 3年 3月	(財)飯塚市教育文化振興事業団設立 飯塚市文化会館竣工	教育文化活動の振興と施設及び附属施設等の管理運営の受託並びに整備を行うことにより、地域文化の創造・発展に寄与する事を目的とする。
平成 4年 1月11日	飯塚市文化会館開館	全国公募により愛称が「飯塚コスモスコモン」に決定。
平成 8年 4月26日	イイツカコミュニティセンター開設	
平成13年12月 7日	国において文化芸術振興基本法制定	
平成18年 3月26日	1市3町による飯塚文化協会発足	
平成18年10月10日	飯塚市文化振興基本条例を制定	
平成20年 3月	飯塚市文化振興マスタープランを策定	
平成26年 4月 1日	財団法人飯塚市教育文化振興事業団が公益財団法人となる。	
平成27年 4月 1日	飯塚文化連盟発足	合併前の各地区で活動していた団体を一本化し、名称を飯塚文化協会から飯塚文化連盟と改称。
平成28年10月25日	飯塚市文化振興マスタープランを決定(第2次)	

5 アンケート調査概要

① 飯塚市の文化振興に関するアンケート調査概要（団体用） 抜粋

調査の目的：平成20年度に策定した「飯塚市文化振興マスタープラン」が平成28年度末をもって期間満了となるため、本市の文化芸術活動の現状や課題について再認識し次期計画策定に活かすための基礎資料とするために実施しました。

調査対象：飯塚文化連盟加盟団体【140団体】

調査方法：郵送等による調査票の配布・回収

調査期間：平成27年7月～8月

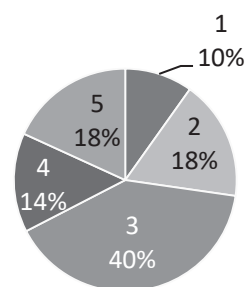
回収結果：102団体、回収率72.9%

Q5

通常の活動（練習や打ち合わせ）以外で、発表会等の企画事業を実施、または実施を検討するうえで、課題があるとすれば何ですか？

（あてはまるものすべてに○）

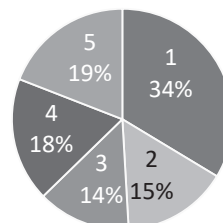
- 1 企画事業を実施する適当な場所がない
- 2 企画事業を企画・運営するスタッフが不足している
- 3 企画事業を実施するうえで、経費が必要である
- 4 その他
- 5 無回答



Q7

学校や地域等への支援や普及活動を実施、または実施を検討する上で、課題があるとすれば何ですか？（あてはまるものすべてに○）

- 1 課題はない（支援や普及活動は可能である）
- 2 学校等への普及活動を実施する時間がない
- 3 道具の持込み等が必要であり、学校の施設や備品だけでは活動ができない
- 4 その他
- 5 無回答

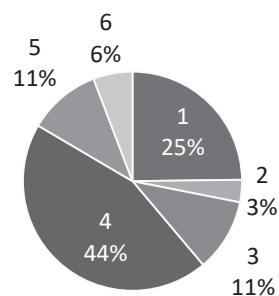


Q8

あなたの団体が活動するうえで、課題があるとすれば何ですか？

（あてはまるものすべてに○）

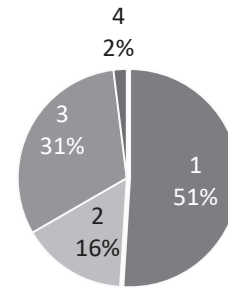
- 1 特に課題はない
- 2 活動の場所がない
- 3 活動の成果を発表する機会が少ない
- 4 新規加入者がなく、会員が減少している
- 5 その他
- 6 無回答



Q10

あなたは飯塚市は文化活動が盛んなまちだと思いますか？

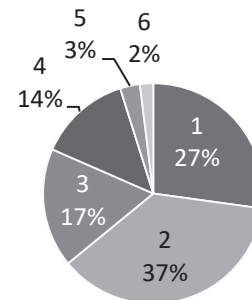
- 1 思う
- 2 思わない
- 3 どちらともいえない
- 4 無回答



Q11

Q10で「思う」と答えた方にお聞きします。その理由はなんですか？
(あてはまるものすべてに○)

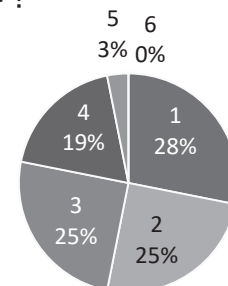
- 1 文化・芸術鑑賞や活動の情報が身近にたくさんあるから
- 2 文化・芸術鑑賞や活動が盛んで大勢の人が活動しているから
- 3 文化施設が整っているから
- 4 伝統文化や文化財が継承・活用されているから
- 5 その他
- 6 無回答



Q12

Q10で「思わない」と答えた方にお聞きします。その理由はなんですか？
(あてはまるものすべてに○)

- 1 文化・芸術鑑賞や活動の情報が身近にあまりないから
- 2 文化・芸術鑑賞や活動の機会が身近にあまりないから
- 3 文化施設が整っていないから
- 4 伝統文化や文化財が継承・活用されていないから
- 5 その他
- 6 無回答



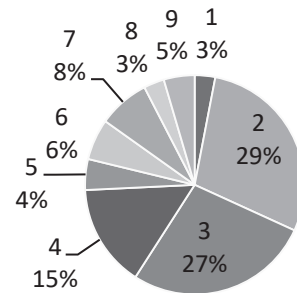
② 飯塚市の文化振興に関するアンケート調査（学校等用） 抜粋

調査対象：飯塚市内の幼稚園・保育園（所）・小学校・中学校・高校・大学【82団体】
 調査方法：郵送及びメール等による調査票の配布・回収
 調査期間：平成27年7月～8月
 回収結果：66団体、回収率79.3%

Q3

あなたの学校または保育園(所)・幼稚園・認定こども園の活動で、年間行事の中で、文化・芸術等に接する機会の提供を実施されている具体的な内容をご記入下さい(年間〇〇回)

- 1 0回
- 2 1回
- 3 2回
- 4 3回
- 5 4回
- 6 5回以上10回未満
- 7 10回以上
- 8 通年
- 9 無回答



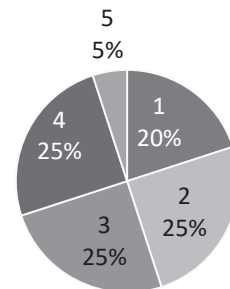
≪具体的な内容≫

演劇鑑賞、音楽鑑賞、茶道、華道、水墨画、剣舞、吟詠、横笛、和太鼓
 七夕、しめ縄作り、獅子舞、神社のまつりへの参加、盆踊り、わらべ歌、お手玉、食文化(行事食)
 飯塚市歴史資料館や嘉穂劇場など文化財の見学
 作品展、文化祭、発表会、親子工作会
 飯塚市文化会館(飯塚コスモスコモン)の実施する「カキケケコモンの出前講座」の活用
 飯塚市生涯学習ボランティアネットワークの活用
 文化庁が実施する文化芸術体験の活用ほか

Q7

Q4で、文化・芸術等に接する機会の提供について「現在の内容を拡大したい」と回答された学校は、今後どのように活動を拡大したいとお考えですか？(あてはまるものすべてに○)

- 1 現在の活動の規模や回数等の増加を図る
- 2 道具類や資料等の充実を図る
- 3 活動の成果を校内から校外へと発信する
- 4 別の文化・芸術活動の機会の増加を図る
- 5 その他



Q8

あなたの学校または保育園(所)・幼稚園・認定こども園で、飯塚市の施設を文化・芸術等活動に利用したことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 飯塚市文化会館(飯塚コスモスコモン)
- 2 飯塚市中央公民館(イイツカコミュニティセンター)
- 3 飯塚市内の公民館
- 4 その他
- 5 無回答

